

令和4年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時:令和4年7月25日(月)

場所:書面開催

議事

- (1) 全体会議決事項の報告
 - ・特定野生動植物の指定並びに解除について
(令和3年度第2回環境審議会 答申案件)

- (2) 部会議決事項の報告
 - ・第13次鳥獣保護管理事業計画等について (鳥獣部会専決事項)
 - ・温泉掘削等許可について (温泉地下水部会専決事項)

- (3) 事務局からの報告
 - ・令和3年度版 鳥取県環境白書の公表について
 - ・令和2年度鳥取県内における水環境の調査結果について
 - ・令和3年度鳥取県内における大気環境の調査結果について
 - ・令和3年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について
 - ・日吉津村における環境騒音測定結果について

鳥取県環境審議会委員(任期:令和3年4月28日から令和5年4月27日まで)

部会	委員名	職名等	分野
企画政策	オガタ ヒデヒコ 緒方 英彦	鳥取大学大学院 連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水
	アズマ ショウコ 東 尚子	(公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長	環境教育
	テジマ ヒデミツ 手島 秀光	公募委員	省エネ診断、EMS
	ナジマ 名島 ゆかり	NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取	温暖化防止、社会教育
	ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、再生可能エネルギー
廃棄物・リサイクル	フジワラ タケン 藤原 健史	岡山大学 環境生命科学研究科 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント
	ウエタ ミツノリ 上田 光徳	鳥取市 市民生活部 環境局 廃棄物対策課 課長	廃棄物行政
	オクムラ トモコ 奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動
	ミワ ハルミチ 三輪 陽通	三光ホールディングス(株) 代表取締役 CEO	廃棄物処理
	ヤマサキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
大気・水質	サイトウ タダオミ 齊藤 忠臣	鳥取大学 農学部生命環境農学科 准教授	環境・農学
	アオキ カオル 青木 薫	米子工業高等専門学校 物質工学科 教授	水分析、氷温、食品
	ウエダ イズミ 上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道
	キシモト ヤスコ 岸本 康子	せきがね湯命館	環境実践活動
	タクラ キョウイチ 田倉 恭一	(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員	環境全般
温泉・地下水	イシガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学大学院 総合理工学研究科 名誉教授	環境地質学
	イトウ テツ 伊藤 徹	(公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長	地下水
	オノデラ シンイチ 小野寺 真一	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学
	オバタ フミコ 小幡 史子	鳥取大学医学部 研究員	細菌学
	モリタ トモコ 森田 智子	有限会社旅館丸茂 専務	温泉
自然保護	カサギ テツヤ 笠木 哲也	公立鳥取環境大学 環境学部環境学科 准教授	植物生態学
	アカイ ノブエ 赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ
	オカダ タマミ 岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会	自然観察・体験等
	カミヤ カナメ 神谷 要	(公財)中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物
	シオタ リエ 汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物
鳥獣	イトウ ヒロシ 伊藤 啓史	鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授	獣医学
	コダニ ヒデフミ 小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策
	ドイ カツオ 土居 克夫	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長	野鳥保護
	フクヤス オサム 福安 修	佐治獵友会 会長	狩猟
	ヨコヤマ マユミ 横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学

(事務局)

部会名	担当課(担当者)
企画政策部会	環境立県推進課(星見、丁田)
廃棄物・リサイクル部会	循環型社会推進課(尾川)
大気・水質部会	環境立県推進課 星空環境保全室(畠山、米澤) ※ 大気関係 水環境保全課(前田) ※ 水質関係
温泉・地下水部会	くらしの安心推進課(山本) ※ 温泉関係 水環境保全課(前田) ※ 地下水関係
自然保護部会	緑豊かな自然課(山川)
鳥獣部会	緑豊かな自然課(福田)

鳥取県環境審議会 資料一覧

(1) 全体会議決事項の報告

資料1	特定野生動植物の指定並びに解除について (令和3年度第2回環境審議会 答申案件)	p1
-----	---------------------------------------------	----

(2) 部会議決事項の報告

資料2	第13次鳥獣保護管理事業計画等について (鳥獣部会専決事項)	p2
資料3	温泉掘削等許可について (温泉地下水部会専決事項)	p7

(3) 事務局からの報告

資料4	令和3年度版 鳥取県環境白書の公表について	p8
資料5	令和2年度鳥取県内における水環境の調査結果について	p10
資料6	令和3年度鳥取県内における大気環境の調査結果について	p15
資料7	令和3年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について	p17
資料8	日吉津村における環境騒音測定結果について	p18

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による特定希少野生動植物の種の指定及び指定の解除について

令和 4 年 7 月
緑豊かな自然課

このことについて、環境審議会（令和 4 年 1 月 28 日開催）における審議・議決を経て、令和 4 年 6 月 28 日付鳥取県告示第 366 号で決定したので報告します。

1 特定希少野生動植物の種の指定及び指定の解除

レッドリストの希少度ランクを踏まえて 11 種を新規指定するとともに 13 種の指定を解除。

指定種数 39 種（動物 7 種、植物 32 種） ← （見直し前）41 種（動物 8 種、植物 33 種）

【新規指定（植物 11 種）】

ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ、ナギヒロハテンナンショウ、タケシマラン、サルメンエビネ、ツリシュスラン、ミズアオイ、ダイセンアシボソスゲ、ミチノクフクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤク、イソスミ

【指定解除（動物 1 種、植物 12 種）】

コガタノゲンゴロウ、エゾカワラナデシコ、オキナグサ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、イワギク、ヒメイバラモ、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ササバギンラン、トケンラン、セッコク、ヨウラクラン

<レッドリスト、希少野生動植物、特定希少野生動植物の関係>

レッドリスト（986種(動物445種、植物541種)）

希少野生動植物（438種(動物130種、植物308種）

⇒レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上の種のうち絶滅種を除く全種を指定

特定希少野生動植物（39種(動物7種、植物32種）

⇒希少野生動植物のうち、レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類以上の種で、特に保護が必要であるものを指定（専門家・有識者から意見聴取して決定）。

2 指定に伴う制限

特定希少野生動植物に指定された種は、生きている個体の捕獲や採取等が禁止となる。

（学術研究又は繁殖を目的とした捕獲を行う場合、知事の許可が必要。）

3 経過及び今後の予定

R3.11 県版レッドリスト改訂案を鳥取県環境審議会に諮問（自然保護部会に付託）

R4.1.20 県版レッドリスト公表

同日 「希少野生動植物」及び「特定希少野生動植物」の種の指定・解除案を作成、環境審議会に諮問

R4.1.24 環境審議会自然保護部会の開催 ⇒ 【審議結果】指定・解除案は適当

R4.1.28 環境審議会の開催 ⇒ 【答申】指定・解除案は適当

R4.3.15 特定希少動植物の指定及び解除（予定）の公告

R4.4.13 意見書提出期限の終了 ⇒ 意見書は提出されず

R4.5.31 R4年5月定例会に附議

R4.6.21 R4年5月定例会で議決

R4.6.28 鳥取県公報で告示

R4年度中 新規指定した種の保護管理事業計画の策定

第 13 次鳥獣保護管理事業計画等について

令和 4 年 7 月
緑豊かな自然課

このことについて、鳥獣部会（令和 4 年 5 月 13 日開催）における審議・議決を経て、第 13 次鳥獣保護管理事業計画、鳥取県第二種特定鳥獣管理計画の決定及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止、狩猟期間の延長等（同年 6 月 10 日告示）を行ったので報告します。

- 1 第 13 次鳥獣保護管理事業計画の概要・・・別紙 1 のとおり
- 2 鳥取県第二種特定鳥獣管理計画の概要・・・別紙 2, 3, 4 のとおり
- 3 ツキノワグマの狩猟の禁止（狩猟期間の制限）

個体群の維持を図るため平成 19 年に狩猟による捕獲を禁止する等、保護管理に取り組んだ結果、絶滅の恐れのない安定的な個体群に回復したことから狩猟を一部再開することとする。

ただし、回復した個体群の維持を図るため鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定により、ツキノワグマの狩猟期間（11 月 15 日から翌年の 2 月 15 日まで）を 11 月 15 日から 12 月 14 日までに制限する。

- 4 イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長

鳥取県では、平成 13 年からイノシシの、平成 22 年からニホンジカの特定鳥獣保護管理計画を策定し捕獲を推進している。狩猟による捕獲圧を高め生息数の減少を図るため、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間（11 月 15 日から翌年の 2 月 15 日まで）を延長（11 月 1 日から翌年の 2 月末日まで）する。

- 5 イノシシ及びニホンジカの猟法の禁止の解除

狩猟による捕獲圧を高め生息数の減少を図るため、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、イノシシ及びニホンジカの狩猟で輪の直径が 12 センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止を解除する。

- 6 経過

- R4. 4. 22 環境審議会に諮問（鳥獣部会に付託）
- R4. 5. 13 環境審議会鳥獣部会の開催
- R4. 5. 20 環境審議会から答申（部会意見を踏まえ、計画については一部修正）
- R4. 6. 10 鳥取県公報で告示

第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」(以下「法」という。)第4条第1項に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「国基本指針」という。)に即して、鳥取県における鳥獣の保護及び管理の方向性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定めた基本的な計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を策定する。

2 「鳥獣保護管理事業計画」について

(1) 計画期間 令和4年度から令和8年度まで(5年間)

(2) 対象区域 県内全域

(3) 計画の主な項目

- ・野生鳥獣を巡る現状と鳥獣保護管理事業の推進方針
- ・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定等
- ・鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する方針等
- ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定等
- ・特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の設定等
- ・「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する方針等

対象鳥獣名	防除方法の検討、個体群管理の実施等
イノシシ・ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関、市町村、農業団体などと連携し、効果的な被害防止対策の普及啓発を行う。また、市街地等周辺における出没に対し、対応方法の周知を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域住民、農林業者、市町村、関係団体等の理解・協力を得ながら、被害防止対策を実施する。人身被害防止のため、遭遇回避方法の普及啓発を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。

- ・鳥獣の生息状況調査、生態調査、法に基づく諸制度の運用状況調査、有害鳥獣対策調査等
- ・鳥獣保護管理事業の実施体制の整備、行政職員、鳥獣保護管理員、保護管理の担い手育成及び配置、取締り、必要な財源の確保等
- ・狩猟の適正管理、傷病鳥獣救護、油等汚染に伴う水鳥の救護、感染症への対応、普及啓発等

3 第 1 2 次計画からの主な変更点

(1) 捕獲物の処理

豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うこと、外来鳥獣は捕獲後に放獣しないことを指導する旨を追記。

(2) 錯誤捕獲の防止

わなの適正使用の徹底、錯誤捕獲した場合の事前の放獣場所確保、錯誤捕獲の報告など実態に即して明記。

(3) 鳥獣の管理の強化(特定計画)

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成度をモニタリングにより評価し、課題の抽出や改善策の検討を行い、必要に応じて順応的に計画の見直しを行う旨を追記。

(4) 人材の育成及び確保

市街地・集落等に出没する鳥獣への対応を検討する旨を追記。

(5) 野生鳥獣に由来する感染症対策

野生鳥獣由来の感染症について、関係機関が連携・情報共有を行って対応することを追記。

鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は、中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、生息数の減少を図り、イノシシによる農林作物被害の軽減と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に管理を行い、人間との共存を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

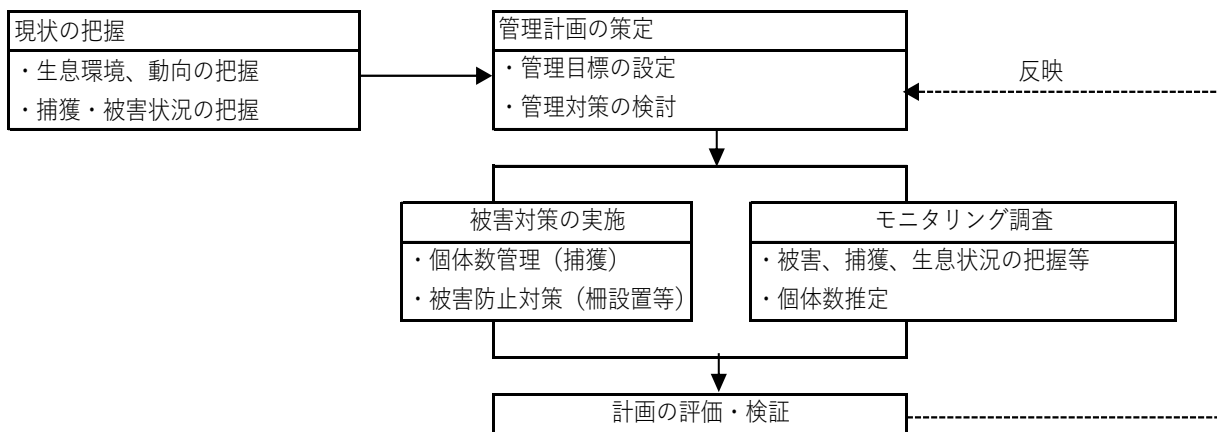
3 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数管理によりイノシシ生息数の減少を図る。
 - 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
 - 農林業被害等によるイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- ※ 個体数の管理や被害防除対策を徹底して実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的实施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を14,000頭以上とする。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・ 狩猟期間の1ヶ月延長（11月15日～2月15日⇒11月1日～2月末）
 - ・ 猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・ 新規狩猟者参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
 - ・ 狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- 個体数管理の推進
 - ・ 個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
 - ・ 鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の支援

7 被害防除に関する事項

- 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の集団的設置、農地周辺等の緩衝帯の設置
- 被害対策技術の普及・人材育成（イノシシとの連携）、モデル地区設定・被害防止技術の実証

8 生息環境の保護及び管理に関する事項

- イノシシを人里に近寄らせない環境づくりの検討

9 その他管理のために必要な事項

- 各種モニタリング調査の実施、関係機関の連携・合意形成に基づく各種施策の推進
- 野生イノシシ捕獲行為等に伴う豚熱（CSF）ウイルスの拡散防止。

鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、東部を中心に農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後、その被害が県下全域に拡大することが懸念されている。こうした現状から、各方面への影響増加の抑制と軽減を第一に、生息数を減少させ人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な管理を行う。

2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

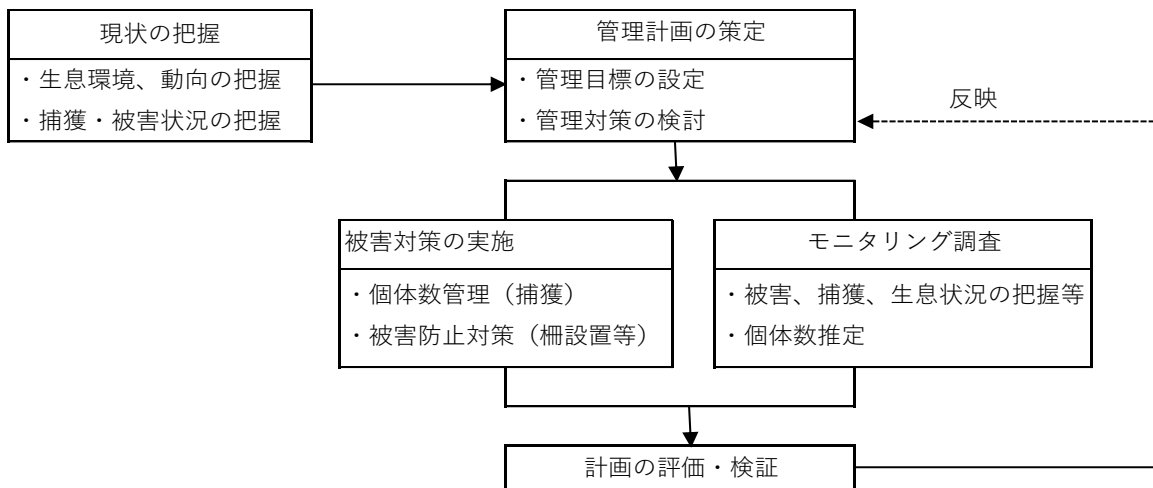
4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数管理によるシカの個体数の削減と生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等によるシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。

※個体数の管理や被害防除対策を徹底して実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的实施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を14,000頭以上とする。（東部12,500頭、中西部1,500頭）

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間の1ヶ月延長（11月15日～2月15日⇒11月1日～2月末）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・新規狩猟者参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
 - ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
- 個体数管理の推進
 - ・広域連携（兵庫県、岡山県）により10月をシカ捕獲強化月間に設定、国交付金を活用した県境奥山の捕獲を強化
 - ・個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
 - ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討

7 被害防除に関する事項

- 集団的、効果的な侵入防止柵の設置促進、低コストで効果的な侵入防止柵の導入

8 生息環境の保護及び管理に関する事項

- 皆伐跡地の放置や耕作放棄地の草地化の防止、未収穫作物等の誘引物の除去
- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（ニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

9 その他管理のために必要な事項

- 各種モニタリング調査の実施、関係機関の連携・合意形成に基づく各種施策の推進

鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマによる人身被害・精神的被害の回避及び農業被害の軽減を図るとともに、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図ることによって、地域における生物多様性を確保しつつ、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。県境を跨いで移動・分布するツキノワグマは県単位でなく地域個体群単位での保護管理が重要であるため、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会（京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）（以下「広域協議会」という。）が策定した近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針を踏まえた計画とする。

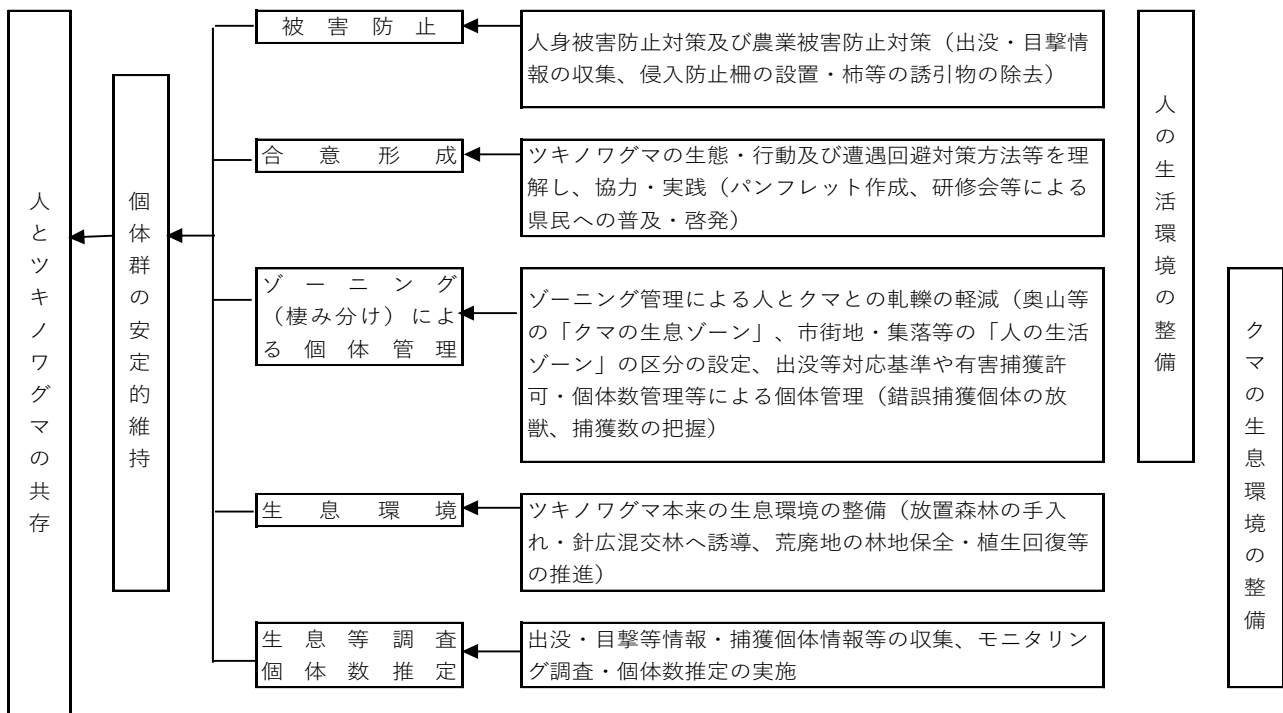
2 管理すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画の期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 計画の対象区域 県内全域

5 管理の目標

人身被害防止対策や農業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。



6 管理の実施のための方策等

(1) ゾーニング管理、個体管理

- 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね200mの範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則殺処分とする。
- 「人の生活ゾーン」内に緩衝地帯を設定し、クマの市街地等への出沒を抑制する。
- 市街地、集落等へのクマの出沒を抑制するため「人の生活ゾーン」の農耕地等の境界から概ね200mの範囲を「緩衝地帯」に設定する。
- クマ出沒等対応基準に基づく段階的対応、錯誤捕獲時の対応等個体の保護管理に必要な措置を図る。
- 令和3年度には絶滅の恐れのない安定的な個体群に回復したことから、地域個体群を安定的に維持するための捕獲上限数を設定した上で令和4年度から狩猟を一部再開。捕獲上限数に達した場合は狩猟の自粛を要請する。（狩猟期間は11月15日から12月14日までの30日間）

(2) 人身被害・農業被害防止対策

- 入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備。
- 電気柵・侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等。

(3) 生息環境の整備

- 森林所有者の理解・協力等により、多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

(4) その他管理のために必要な事項

- クマ生息地域における研修会、シンポジウム等の開催により県民の理解・協力が得られるよう合意形成を推進する。
- 出沒・目撃等情報の収集、追跡調査、捕獲個体調査等による生息頭数推定・計画の検証。
- 広域協議会による、個体情報の共有、同一手法のモニタリング調査等を行うとともに、隣接する西中国地域個体群の構成県である島根県、広島県との連携強化。
- クマ出沒・目撃等情報に適切に対応できる市町村、県等の人材の確保・育成。

令和4年7月
くらしの安心推進課

令和3年度開催の温泉・地下水部会で審議した温泉掘削等許可に係る議決事項は以下のとおりです。

(温泉法(法律第125号)に基づく温泉の掘削等の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。)

1 令和3年度 第2回 温泉・地下水部会(令和3年12月15日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉 動力装置	西伯郡 南部町 法勝寺	浴用 (公衆浴場の浴槽水として利用するもの)	31.12 ~ 19.37 cm	5.5 kw	56 L/min	許可が 適当とする。
			1,200 m	GL-314.2 m		
温泉 掘削	東伯郡 湯梨浜町 はわい温泉	浴用 (組合加入施設へ配当するもの)	25.0 ~ 14.9 cm	—	—	
			250 cm	—		

2 令和3年度 第3回 温泉・地下水部会(令和4年3月15日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉 掘削	東伯郡 湯梨浜町 大字引地	地質調査 (工事により使用不可となる可能性がある源泉の代替掘削を図るもの)	30~25 cm	—	—	許可が 適当とする。
			150 m	—		

◇参考

温泉法(抜粋)

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものです。

令和2年度 of 取組の成果、令和3年度 of 取組内容を記した令和3年度版鳥取県環境白書について、令和3年12月に公表していますので、その内容について報告します。

1 令和2年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は減少、リサイクル率は低下したが全国的には上位にある。 【一人一日あたり排出量】 1,050g/人 (H29年度) ⇒ 1,031g/人(R1年度) 【一般廃棄物のリサイクル率】 31.2% (H29年度) ⇒ 29.2% (R1年度) ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ事業や幼児向け啓発活動、食べきり運動の推進等を継続し、新たに食品ロス発生実態調査を実施し、食べきり協力店への登録数も増加した。 【食べきり協力店の登録数】 78件 (H30年度) ⇒ 90件 (R2年度) ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・プラごみゼロ推進キャラバン隊等による啓発活動を継続し、新たにマイボトル運動や河川プラごみ調査等を実施し、プラごみ削減の取組企業も増加した。 【プラごみ削減取組企業の登録数】 12件 (R1年12月) ⇒ 31件(R2年度)
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や家庭等が行う再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできた結果、令和2年度の本県の再生可能エネルギーの導入量は 1,081MW となり、需要電力に対する導入比率は国の数値を上回る 39.2%に達した。 【需要電力における再生可能エネルギーの割合】36.8% (H30年度) ⇒ 39.2% (R2年度) ○ 地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量削減キャンペーン、住民向けのワークショップへの支援、温暖化防止策の学習とまちの将来像について考える意見交換会等により、省エネ機器への買換えやライフスタイルの見直し等の実践活動を促進した。 ○ とっとり健康省エネ住宅普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の新築木造戸建て住宅に対するとっとり健康省エネ住宅の着工割合は目標 13%に対して実績 14%と順調に増えた。 【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】 約 9% (H30年度) ⇒ 14%(R2年度)
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ジオパークトレイル全線開通記念フォーラム及びハイクイイベント、ラジオ・テレビでの山陰海岸・隠岐ジオパークの魅力発信、子ども等を対象とした体験学習、自然講座や野外観察会等を実施した。 ○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県生物多様性地域戦略を推進する組織として「とっとり生物多様性推進センター」を設置し、開発予定地等の希少種保護等を実施した。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内三大湖沼の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・県内三大湖沼(中海・湖山池・東郷池)の化学的酸素要求量(COD)は、長期的には改善傾向にあるが目標は未達成である。 ○ 三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域および大気環境の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準を概ね達成しており、清浄な環境が維持されている。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再エネ 100%を目指す企業応援・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問や企業等向けセミナーを開催し、再エネ 100 宣言 RE Action への積極的な参加を呼びかけ、新たに3団体が参加するなど、環境配慮経営に取り組む企業の輪が広がった。 【温室効果ガスを 20%以上削減した企業*の割合】 20% (H30年度) ⇒ 63.8% (R2年度) ※地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者(県内に有する工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が前年度 1,500kℓ 以上)

2 令和3年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブや幼児を対象とした意識啓発活動など、食品ロスの削減に重点化した取組を継続するとともに、新たにドギーバッグに関する県民モニター調査などを実施し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。 ○ 「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・プラごみゼロ社会の実現に向けて、マイボトル運動やリユース容器等の普及支援を継続するとともに、新たにプラごみアートの制作・巡回、海ごみ等を拾うツアーへの支援などの県民参加型事業を実施し、県民のプラごみに対する認識を深め、意識醸成を図る。
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体的に取り組む再生可能エネルギー導入に係る事業を支援し、エネルギーの地産地消や県内の電力自給率向上を進める。 ・家庭で行う創エネ、蓄エネ及び省エネの取組の普及啓発を行い、効率のよいエネルギー利用や家庭用小規模発電設備等の設置を促進する。 ○ 地球温暖化対策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとりゼロカーボンキャンペーン」を開催し、県民一人ひとりが楽しみながら進められる脱炭素ライフスタイルの普及拡大を図り、各家庭における温室効果ガス削減の取組を促進する。 ・環境実践活動の裾野の広がりを図るため、地域や団体の環境実践の取組を支援する。 ○ とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとり生物多様性推進センター」により、開発予定地等の希少種保護等、生物多様性への配慮が促進されるよう活動を行うとともに、県民参加による生物多様性の保全推進や地域の環境学習の取組支援等を行う。 ・鳥取県生物多様性地域戦略に基づいた活動の基礎資料となるレッドデータブックを近年の情報を反映して改訂を行う。 ○ 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代や引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の再エネ 100 宣言 RE Action 推進・再エネ活用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するために、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す企業の取組を支援する。 ○ 思いやり消費(エシカル消費)普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携したエシカル消費実践環境の整備と効果的な啓発・広報により、エシカル消費の認知度向上と実践に繋げる。

3 令和3年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>(令和3年 11 月 30 日掲載)

i 飲食店等で食べ残した料理を持ち帰るための容器や袋

令和4年7月
くらしの安心局水環境保全課

令和2年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

A 公共用水域（河川、湖沼、海域）

1 測定地点

河川	120 地点
湖沼	24 地点
海域	25 地点
	計 169 地点

2 測定区分①／生活環境項目

(1) 測定項目 12項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全磷
BOD (河川)	大腸菌群数	全亜鉛
COD (湖沼、海域)	ノルマルヘキサン抽出物質	LAS
SS	全窒素	ノニルフェノール

(2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

(表1-1 BOD、CODの状況)

	水系	BOD 又は COD (mg/L)		汚濁の目安*2
		年平均値	75%値	
主な 一級河川	千代川水系 (4河川13地点)	<0.5~1.1	<0.5~1.3	概ね清浄
	天神川水系 (4河川12地点)	<0.5~0.6	<0.5~0.6	清浄
	日野川水系 (3河川12地点)	0.5~1.2	0.5~1.2	概ね清浄
主な 二級河川 8河川	蒲生川他4河川 (15地点)	<0.5~0.9	<0.5~1.0	清浄
	勝部川 (3地点)	0.5~0.9	<0.5~1.0	清浄
	塩見川 (3地点)	0.6~1.3	0.6~1.5	概ね清浄
	河内川 (3地点)	0.7~0.9	0.7~0.9	清浄
都市河川	袋川 (鳥取市) (8地点)	0.7~1.6	0.6~1.5	概ね清浄
	玉川 (倉吉市) (5地点)	0.5~1.1	0.5~0.6	清浄
	旧加茂川(米子市) (5地点)	0.7~0.8	0.8~1.0	清浄
湖 沼	湖山池 (4地点)	5.5~6.0	6.0~6.8	汚濁
	東郷池 (4地点)	5.0~5.1	5.3~6.0	汚濁
	中海 (9地点)	2.4~4.0	2.5~4.4	やや汚濁
	多鯰ヶ池 (3地点)	3.3~3.7	3.5~3.9	やや汚濁
海 域	美保湾 (8地点)	1.3~1.7	1.4~1.7	概ね清浄
	日本海沿岸海域 (8地点)	1.0~1.7	1.1~1.7	概ね清浄

*1 BOD (河川) 及びCOD (湖沼及び海域) は75%値で評価を行う。
(75%値は、年間のy個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の (y × 0.75) 番目の数値)
*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの
(類型AAレベル=清浄、Aレベル=概ね清浄、Bレベル=やや汚濁、Cレベル=汚濁、D~Eレベル (河川のみ) =著しく汚濁)

(表1-2 全窒素及び全リンの状況)

	水系	全窒素 (mg/L) 年平均値*1	全リン (mg/L) 年平均値*1	汚濁の目安*2
湖 沼	湖山池 (4地点)	0.87~0.90	0.16~0.17	富栄養化
	東郷池 (4地点)	0.45~0.50	0.072~0.076	富栄養化
	中海 (9地点)	0.29~0.59	0.030~0.052	富栄養化
	多鯰ヶ池 (3地点)	0.48~0.61	0.01~0.012	富栄養化

*1 湖沼に係る全窒素及び全リンは、表層の年平均値で評価を行う。

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの(例: 類型Ⅲレベル=やや富栄養化、Ⅳ、Ⅴレベル=富栄養化)

(3) 環境基準の達成状況

環境基準の類型当てはめが行われている8水域48地点(3河川、3湖沼及び2海域)における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

(表1-3 環境基準の達成状況)

水域			環境基準		基準値	達成状況
			あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	天神川	上流	AA	2地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	日野川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
湖沼	湖山池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
			Ⅲ	4地点	全窒素 0.4mg/L以下 全リン 0.03mg/L以下	未達成 未達成
	東郷池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
	中海		A	3地点	COD 3mg/L以下	未達成*1
			Ⅲ	3地点	全窒素 0.4mg/L以下 全リン 0.03mg/L以下	未達成*2 未達成
	海域	美保湾	境港外港港湾計 画水域	B	1地点	COD 3mg/L以下
その他の水域			A	7地点	COD 2mg/L以下	未達成*3
日本海沿岸海域			A	8地点	COD 2mg/L以下	達成

*1 境水道中央部のみ環境基準に適合

*2 米子湾中央部のみ環境基準に不適合

*3 境港市昭和町境港防波堤灯台の北方0.2km地点及び日野川河口地先北東方1.0kmが環境基準に不適合

3 測定区分②/健康項目

(1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふっ素
PCB	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	1,4-ジオキサン

(2) 環境基準の達成状況

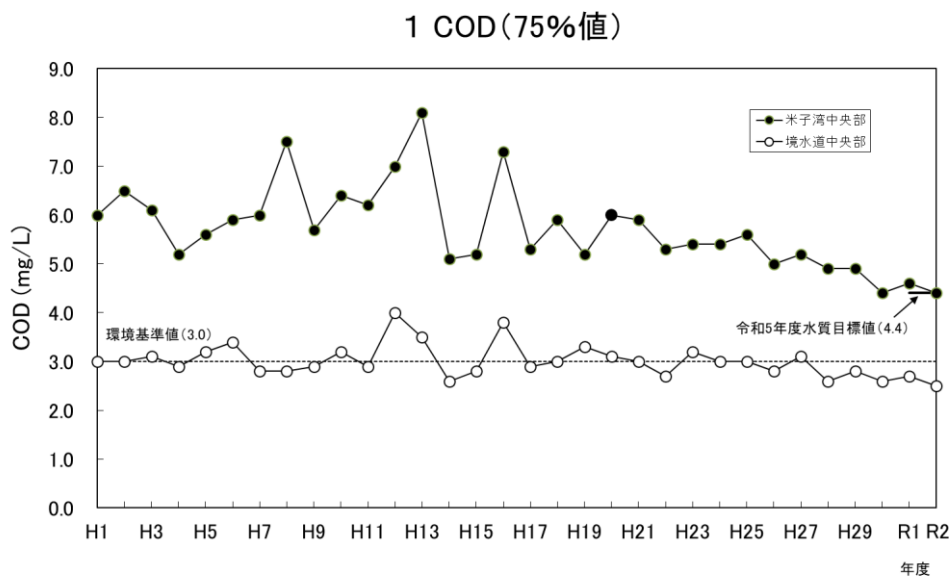
ほう素について、1地点(中海 葭津地先)で環境基準を超過していたが、海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素の影響を受けたものと考えられる。

その他の項目は、環境基準に適合していた。

B 県内三大湖沼の状況（中海、東郷池、湖山池のトピックス）

（1）中海

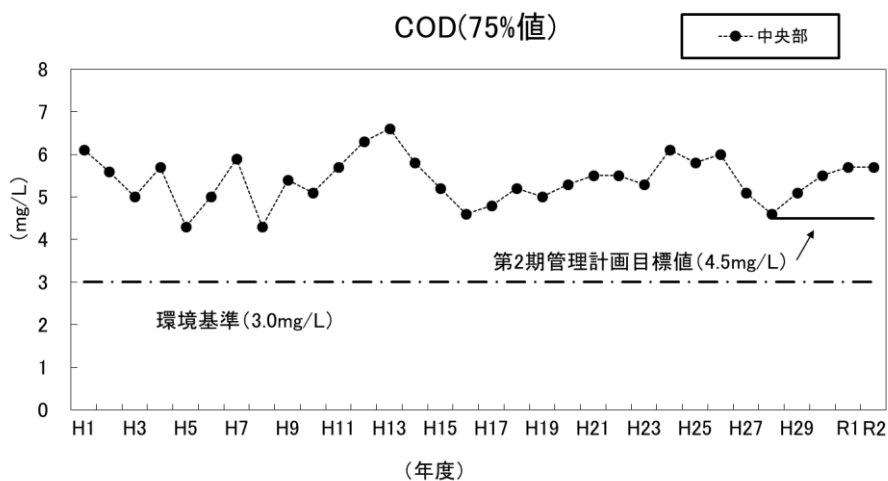
- ・R2年3月に湖沼水質保全特別措置法に基づく第7期水質保全計画を鳥取・島根両県で策定し、各種浄化対策に取り組んだ。R2年度の有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、同計画で定める目標値を達成した。（ただし、全窒素、全りんについては目標未達成であった。）



〈令和2年度 中海 COD 経年グラフ（米子湾中央部、境水道中央部）〉

（2）東郷池

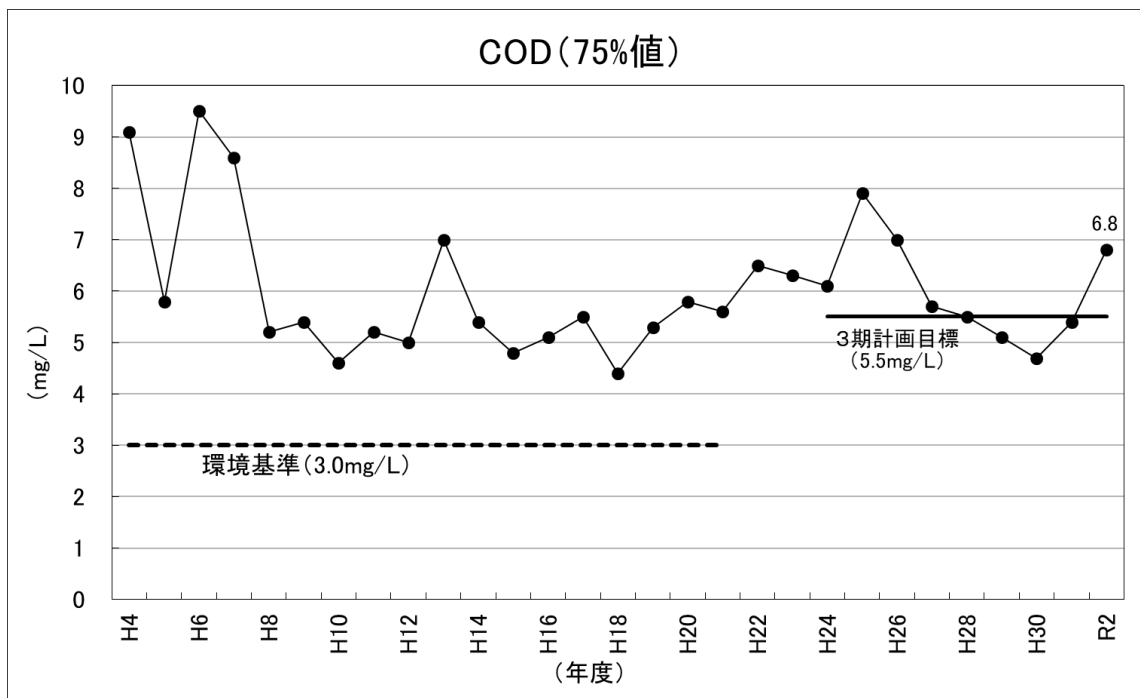
- ・H29年3月に第2期東郷池水質管理計画を策定し、各種浄化対策に取り組んでいるところ。
- ・CODは、近年上昇傾向である。また、利活用の取り組みも進めている。



〈令和2年度 東郷池のCOD 経年グラフ（中央部）〉

(3) 湖山池

- ・H24年に汽水化してから10年が経過した。R2～R3年度もきめ細かな水門操作等により塩化物イオン濃度は将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲での概ね管理ができています。また、水質も長期的に改善傾向にあるが、R2年度は将来ビジョン推進計画に定める目標値を達成できなかった。
- ・現在、H29年度に改築された水門において、より緻密な水質管理が可能となっている。



(上：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ(直近4か年分) / 下：COD経年グラフ(R2年度))

C 地下水（令和2年度）

1 調査対象井戸

11市町60箇所

（鳥取市・智頭町・倉吉市・琴浦町・湯梨浜町・北栄町・米子市・日南町・南部町・境港市・江府町）

2 調査項目

カドミウム等30項目（主として健康項目）

3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (15箇所)	年1回(ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回)	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
継続監視調査 (45箇所)	年1～4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

4 調査結果

継続監視調査において、計19箇所（鳥取市・境港市・智頭町・湯梨浜町・北栄町・江府町）で表2-1のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

（表2-1 継続監視調査における環境基準の超過状況）

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	対策等
鳥取市	東品寺町、用瀬町用瀬の2箇所の井戸 ※用瀬：ふっ素のみ	ふっ素(0.8mg/L)	0.91～9.5mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と飲用指導
		ほう素(1.0mg/L)	5.2mg/L		
	古海、天神町、朝月、東品寺町の4箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.012～0.30mg/L	不明	
境港市	渡町の2箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	13mg/L	施肥若しくは生活雑排水の影響	
智頭町	智頭の4箇所の井戸	トリクロロエチレン(0.01mg/L)	0.013～0.069mg/L	不明	
	埴師の4箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	0.91～1.2mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.0mg/L	自然的要因 (周辺温泉水の影響)	
北栄町	大島の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.024mg/L	自然的要因 (地層・地質、温泉水の混入等)	
	西園の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	13～17mg/L	施肥の影響	
江府町	州河崎の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.026mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	

令和3年度鳥取県内における大気環境の調査結果について

令和4年7月
環境立県推進課

大気汚染防止法第18条の44、第20条及び第22条に基づき、令和3年度に県内6地点で実施した大気汚染調査の結果概要は次のとおりです。

1 常時監視結果

一般環境大気測定局を県内4地点に、自動車排出ガス測定局を県内2地点に設置し測定しています。環境基準の達成状況は、表1のとおりです。

表1 環境基準達成状況

区分	測定局名	所在地	項目						測定主体
			二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質	
一般環境 大気測定局	県庁西町 分庁舎	鳥取市西町	○	○	○	○	×	○	鳥取市
	米子 保健所	米子市東福原	○	△	○	—	×	○	
	倉吉 保健所	倉吉市東巖城町	○	△	○	—	×	○	鳥取県
	境港市 誠道町	境港市誠道町	—	○	—	—	—	○	
自動車 排出ガス 測定局	栄町 交差点	鳥取市栄町	—	○	○	○	—	—	鳥取市
	米子 市役所前	米子市加茂町	—	○	○	○	—	—	鳥取県
【凡例】○：達成、×：非達成、△：長期的評価における長期基準は達成したが短期基準で非達成 ※）鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から鳥取市内の測定局は鳥取市が管理									

■光化学オキシダント

・全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり、本県においても環境基準を達成できませんでした。

【参考】全国の一般局の環境基準達成率(令和2年度)：0.2%(2局/1155局)

・県内において、光化学オキシダント注意報・警報の発令はありませんでした。

■浮遊粒子状物質

・米子保健所局及び倉吉保健所局で短期的評価が環境基準未達成となりました。地域発生によるものではなく、移流によるものと推測されます。(前回未達成時期：平成29年度県栄町交差点局)

測定局	短期的評価 (環境基準：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下)	
	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数
米子保健所局	0	1 (1時間値の最高値：0.215mg/m ³)
倉吉保健所局	0	1 (1時間値の最高値：0.315mg/m ³)

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境省が定める21物質について調査を実施し、すべての調査地点において環境基準又は指針値を下回りました。

環境基準設定4物質 (テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)	環境基準達成
指針値設定11項目 (アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル)	指針値未満
国内で基準等が定められていない6物質 (クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド)	全国平均と比べて概ね同等又は低い値で推移

【参考1】環境基準及び評価方法

大気汚染物質	環境基準	評価方法		
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04 ppm 以下であること。ただし、1日平均値が0.04 ppm を超える日が2日以上連続しないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10 ppm 以下であること。ただし、1日平均値が10 ppm を超える日が2日以上連続しないこと。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm 以下であること。	年間を通じて、昼間(5～20 時)の時間帯における1時間値が0.06 ppm 以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	長期基準	測定結果の1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。
			短期基準	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントイル値が35 μg/m ³ 以下であること。

【備考】

- 1 短期的評価:連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。
- 2 長期的評価:大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

【参考2】有害大気汚染物質の環境基準

有害大気汚染物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が3 μg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が130 μg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が200 μg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が150 μg/m ³ 以下であること

令和3年度一般環境中のダイオキシン類の調査結果について

令和4年7月
環境立県推進課

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき実施した、一般環境中のダイオキシン類の調査結果は次のとおりです。

※鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から県東部地域については鳥取市が調査を行っています。

1 調査期間

令和3年4月から令和4年2月

2 調査地点

- (1) 大 気 : 3地点…年2回(夏季・冬季)
 (2) 水質・底質 : 10地点(河川:4 湖沼:3 海域:3) …年1回
 9地点(河川) …年5回
 (3) 地下水 : 5地点…年1回
 (4) 土 壌 : 7地点(一般環境土壌:5地点、発生源周辺土壌:2地点) …年1回

3 調査結果の概要

すべての項目、地点で環境基準を達成した。また、各調査区分の平均値は、全国調査の平均値(令和2年度)と同程度あるいは下回る値であった。

表 一般環境中のダイオキシン類調査結果(県実施分)

(単位) 大気: pg-TEQ/m³、水質: pg-TEQ/L、底質・土壌: pg-TEQ/g

調査区分	測定結果(R3)				全国(令和2年度)				環境基準	
	地点数	平均	最小	最大	地点数	平均	最小	最大		
大気(一般環境)	3	0.0081	0.0066	0.010	614	0.017	0.0025	0.33	0.6以下	
公共用 水域	水質	19	0.14	0.056	0.50	1411	0.18	0.013	3.6	1以下
	底質	19	3.9	0.11	21	1178	6.5	0.040	530	150以下
地下水	5	0.055	0.055	0.055	493	0.054	0.0087	1.7	1以下	
一般環境土壌	5	0.22	0.019	0.63	530	1.9	0	97	1000以下	
発生源周辺土壌	2	0.32	0.077	0.57	243	8.0	0.000099	960		

※分析委託機関: 株式会社日本総合科学山陰支所(米子市旗ヶ崎)

【参考】ダイオキシン類に係る環境基準

- ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。(1 pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラム。)
- ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値(TEQ(Toxic Equivalent: 毒性当量))により評価する。

日吉津村における環境騒音測定結果について

令和4年7月
環境立県推進課

1 概要

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準は、町村の意向を聴取のうえ都道府県知事が指定した地域に適用されます。（市の区域の地域については市長）

平成22年に日吉津村内の一部地域を指定しているところであり（平成23年1月施行）、地域指定から10年が経過したことから、環境基準の達成状況を調査したので報告します。

2 調査結果について

- 環境基準の指定地域（B類型・C類型）において代表地点を選定し、昼間・夜間の騒音を測定し、環境基準値と比較した結果、概ね環境基準を達成していることを確認した。
- 下表地点1において、夜間の測定結果が基準値を僅かに超過したが、通常昼間より夜間の方が低くなる測定値が高い結果となっており、測定日当日の放射冷却現象によって形成された「逆転層^{*1}」の影響で遠方の音が届きやすくなっていたためと考えられる。

測定地点		環境基準地域類型	時間区分	測定結果	環境基準値
1	日吉津村富吉 (下口公民館)	B 類型	昼間	46dB	55dB
			夜間	49dB	45dB
2	日吉津村日吉津 (上口2区公民館)	C 類型	昼間	43dB	60dB
			夜間	42dB	50dB

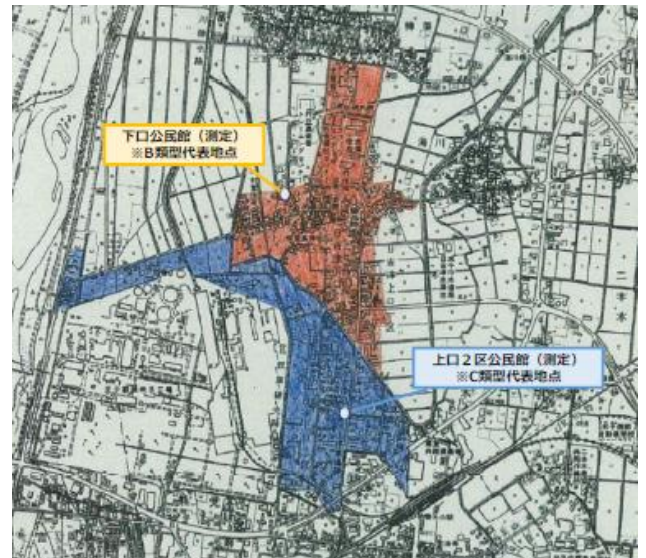
(参考)騒音に係る環境基準

- 騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準
- 地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値が適用され、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- AA地域…特に静穏を要する地域
(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など)
- A地域…専ら住居の用に供される地域
- B地域…主として住居の用に供される地域
- C地域…相当数の住居と、商業・工業等の用に供される地域

日吉津村における指定状況と測定地点



[逆転層の影響による音の屈折について]

- 逆転層とは、気温が上方に向かって等温または高くなっている気層。放射冷却などによるものがある。
- 通常、気温は上方に向かって低くなるため、音の伝搬経路は上空に向かって湾曲するが、放射冷却などで地上付近が冷え、地上付近よりも温かい空気が上空に溜まると、上空ほど音速が増す。
- 一般に、地上には建物などがあって音は伝わりにくいですが、逆転層の影響により遠くの音がよく聞こえることがある。

